

秋田市告示第113号

令和7年3月18日の「令和7年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和7年3月27日

秋田市長 穂 積 志

議案第 1 号

令和 7 年度秋田市一般会計予算

令和 7 年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148,390,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

（市債）

第 4 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 市債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 6 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した報酬（会計年度任用職員の報酬に限る。）、給料、職員手当等、共済費及び旅費（会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市税		千円 45,617,331
	1 市民税	20,609,367
	2 固定資産税	20,205,165
	3 軽自動車税	981,398
	4 市たばこ税	2,247,510
	5 鉱産税	5,513
	6 入湯税	44,050
	7 事業所税	1,524,328
2 地方譲与税		1,160,093
	1 地方揮発油譲与税	212,687
	2 自動車重量譲与税	691,785
	3 森林環境譲与税	184,987
	4 特別とん譲与税	20,565
3 利子割交付金		30,742
	1 利子割交付金	30,742
4 配当割交付金		152,908
	1 配当割交付金	152,908
5 株式等譲渡所得割交付金		243,818
	1 株式等譲渡所得割交付金	243,818
6 法人事業税交付金		639,291
	1 法人事業税交付金	639,291
7 地方消費税交付金		8,935,032
	1 地方消費税交付金	8,935,032
8 ゴルフ場利用税交付金		53,052
	1 ゴルフ場利用税交付金	53,052

款	項	金 額
9 環境性能割交付金		千円 77,259
	1 環境性能割交付金	77,259
10 国有提供施設等所在市助成交付金		2,877
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	2,877
11 地方特例交付金		271,751
	1 地方特例交付金	267,821
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	3,930
12 地方交付税		25,358,000
	1 地方交付税	25,358,000
13 交通安全対策特別交付金		57,417
	1 交通安全対策特別交付金	57,417
14 分担金及び負担金		383,069
	1 分担金	1,750
	2 負担金	381,319
15 使用料及び手数料		2,279,809
	1 使用料	1,107,164
	2 手数料	1,172,645
16 国庫支出金		26,567,715
	1 国庫負担金	21,739,836
	2 国庫補助金	4,748,496
	3 委託金	79,383
17 県支出金		10,493,969
	1 県負担金	6,828,561
	2 県補助金	2,849,723
	3 委託金	815,685
18 財産収入		207,244

款	項	金 額
		千円
	1 財産運用収入	141,121
	2 財産売却収入	66,123
19 寄附金		2,511,205
	1 寄附金	2,511,205
20 繰入金		3,007,707
	1 特別会計繰入金	171,009
	2 基金繰入金	2,836,698
21 繰越金		700,000
	1 繰越金	700,000
22 諸収入		9,143,411
	1 延滞金、加算金及び過料	40,003
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	6,808,357
	4 受託事業収入	33,570
	5 雑入	2,261,480
23 市債		10,496,300
	1 市債	10,496,300
歳 入 合 計		148,390,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 議会費		663,704
	1 議会費	663,704
2 総務費		18,876,425
	1 総務管理費	16,418,395
	2 徴税費	1,148,500
	3 戸籍住民基本台帳費	770,449
	4 選挙費	256,061
	5 統計調査費	195,766
	6 監査委員費	87,254
3 民生費		56,641,744
	1 社会福祉費	26,524,960
	2 児童福祉費	20,949,759
	3 生活保護費	9,088,660
	4 国民年金費	51,397
	5 災害救助費	26,968
4 衛生費		10,833,622
	1 環境衛生費	548,844
	2 保健所費	2,362,416
	3 清掃費	4,974,923
	4 病院費	1,802,925
	5 上水道費	173,697
	6 食肉衛生検査所費	178,300
	7 母子衛生費	792,517
5 労働費		536,672
	1 労働諸費	536,672
6 農林水産業費		2,594,395

款	項	金 額
	1 農業費	千円 1,834,300
	2 農業集落排水費	331,909
	3 林業費	428,186
7 商工費		9,710,897
	1 商工費	9,710,897
8 土木費		16,867,179
	1 土木管理費	344,880
	2 道路橋りょう費	3,895,744
	3 河川費	1,462,374
	4 港湾費	216,897
	5 都市計画費	5,894,028
	6 下水道費	4,357,821
	7 住宅費	695,435
9 消防費		4,995,480
	1 消防費	4,995,480
10 教育費		12,806,677
	1 教育総務費	1,966,831
	2 小学校費	2,954,625
	3 中学校費	1,657,856
	4 高等学校費	877,731
	5 幼稚園費	340,075
	6 社会教育費	2,597,276
	7 保健体育費	803,573
	8 専修学校費	146,639
	9 大学費	1,462,071
11 災害復旧費		115,067

款	項	金 額
	1 農林水産施設災害復旧費	千円 2
	2 公共土木施設災害復旧費	113,178
	3 教育施設災害復旧費	1,887
12 公債費		13,648,137
	1 公債費	13,648,137
13 諸支出金		1
	1 雑支出	1
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		148,390,000

第 2 表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	溶融施設工場棟換気設備機能維持修繕経費	千円 129,800	令和7年度	千円 66,700
				令和8年度	63,100
7 商工費	1 商工費	雄和ふるさと温泉大規模改修事業	1,382,738	令和7年度	829,643
				令和8年度	553,095
8 土木費	2 道路橋りょう費	秋田南大橋修繕事業	777,000	令和7年度	219,000
				令和8年度	272,000
				令和9年度	286,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	296,153	令和7年度	103,267
				令和8年度	192,886

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
職員研修費	令和7年度 ┆ 令和8年度	千円 564
基幹系システム標準化・運用事業	令和7年度 ┆ 令和13年度	957,911
固定資産登記課税連携システム構築経費	令和7年度 ┆ 令和8年度	35,541
コンベンション誘致推進事業（令和7年度設定）	令和7年度 ┆ 令和10年度	助成対象コンベンションにおいて、助成対象となる参加者数に1,000円（国際大会の場合は3,000円）を乗じて得た額
教育旅行誘致推進事業（令和7年度設定）	令和7年度 ┆ 令和10年度	助成対象教育旅行において、参加者数に2,000円を乗じて得た額および助成対象事業の実施に伴う講師に係る費用の合算額
住民基本台帳ネットワークシステム更新・運用経費（令和7年度設定）	令和7年度 ┆ 令和12年度	75,925
個人番号カード発行関係経費	令和7年度 ┆ 令和8年度	1,056
生活保護システム標準化事業	令和7年度 ┆ 令和8年度	7,234
奨学金返還助成事業（令和7年度設定保健総務課分）	令和7年度 ┆ 令和12年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
健康増進情報システム運用経費	令和7年度 ┆ 令和12年度	24,093
奨学金返還助成事業（令和7年度設定子ども育成課分）	令和7年度 ┆ 令和12年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
公用車（塵芥車・運搬車）更新経費	令和7年度 ┆ 令和8年度	15,732
アンダー40正社員化促進事業	令和7年度 ┆ 令和8年度	68,800

事 項	期 間	限 度 額
創業資金・産業活力創造資金利子補給	令和7年度 〽 令和12年度	千円 6,000
中心市街地等空き店舗対策事業費補助金	令和7年度 〽 令和9年度	27,969
中心市街地出店促進資金利子補給	令和7年度 〽 令和12年度	5,190
中小製造業設備投資資金利子補給	令和7年度 〽 令和17年度	19,000
中小企業用地取得資金利子補給（令和7年度設定）	令和7年度 〽 令和10年度	287
マイタウン・バス運行事業	令和7年度 〽 令和8年度	140,888
タブレット端末機器活用経費（令和7年度設定）	令和7年度 〽 令和10年度	17,734
学籍・就学援助システム標準化事業	令和7年度 〽 令和8年度	77,946
次世代型学校 I C T 環境整備事業	令和7年度 〽 令和8年度	177,821
河辺小学校スクールバス車両借上経費	令和7年度 〽 令和12年度	227,590

第4表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
総務費	1,560,500			
児童福祉費	52,400			
災害救助費	10,200			
環境衛生費	17,300			
清掃費	210,200			
上水道費	90,200			
労働費	400			
農業費	241,300			
商工費	829,600			
道路橋りょう費	2,347,000			
港湾費	47,600			
土地区画整理費	1,272,200			
街路事業費	886,200			
公園整備費	116,600			
住宅費	34,000			
災害対策費	2,000			
消防費	1,208,600			
小学校費	483,900			
中学校費	187,600			
社会教育費	531,900			
保健体育費	119,700			
大学費	214,700			
公共土木施設費 災害復旧費	32,200			
計	10,496,300			

議案第 2 号

令和 7 年度秋田市土地区画整理会計予算

令和 7 年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,866,592 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 1, 413, 847
	1 国庫補助金	1, 413, 847
2 財産収入		1
	1 財産売却収入	1
3 繰入金		1, 416, 147
	1 一般会計繰入金	1, 416, 147
4 繰越金		36, 597
	1 繰越金	36, 597
歳 入 合 計		2, 866, 592

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 2, 864, 292
	1 土地区画整理費	2, 864, 292
2 公債費		1, 300
	1 公債費	1, 300
3 予備費		1, 000
	1 予備費	1, 000
歳 出 合 計		2, 866, 592

議案第 3 号

令和 7 年度秋田市市有林会計予算

令和 7 年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 237,367 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 46,108
	1 県補助金	46,108
2 財産収入		34,783
	1 財産運用収入	4,229
	2 財産売却収入	30,552
	3 分収林収入	2
3 繰入金		154,779
	1 一般会計繰入金	154,779
4 繰越金		1,500
	1 繰越金	1,500
5 諸収入		197
	1 雑入	197
歳 入 合 計		237,367

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 26,303
	1 総務管理費	26,303
2 事業費		81,818
	1 造林事業費	81,818
3 公債費		122,201
	1 公債費	122,201
4 諸支出金		6,845
	1 分収交付金	6,845
5 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		237,367

議案第4号

令和7年度秋田市市営墓地会計予算

令和7年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,082千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 59,544
	1 使用料	37,070
	2 手数料	22,474
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		537
	1 雑入	537
歳 入 合 計		60,082

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 58,689
	1 総務管理費	58,689
2 繰出金		1,193
	1 一般会計繰出金	1,193
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		60,082

議案第 5 号

令和 7 年度秋田市公設地方卸売市場会計予算

令和 7 年度秋田市の公設地方卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 479,140 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 158,443
	1 使用料	158,442
	2 手数料	1
2 財産収入		872
	1 財産運用収入	872
3 繰入金		112,009
	1 一般会計繰入金	112,009
4 繰越金		7,700
	1 繰越金	7,700
5 諸収入		200,116
	1 貸付金元利収入	80,001
	2 雑入	120,115
歳 入 合 計		479,140

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 409,634
	1 総務管理費	409,634
2 事業費		20,410
	1 地方卸売市場施設整備費	20,410
3 公債費		48,696
	1 公債費	48,696
4 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出 合 計		479,140

議案第 6 号

令和 7 年度秋田市大森山動物園会計予算

令和 7 年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 605,094 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（市債）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 市債」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 92,685
	1 使用料	92,685
2 財産収入		1,388
	1 財産運用収入	1,388
3 寄附金		1,860
	1 寄附金	1,860
4 繰入金		419,289
	1 一般会計繰入金	419,289
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		19,971
	1 雑入	19,971
7 市債		69,900
	1 市債	69,900
歳 入 合 計		605,094

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 498,783
	1 総務管理費	498,783
2 事業費		75,089
	1 動物園施設整備費	75,089
3 公債費		31,122
	1 公債費	31,122
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		605,094

第 2 表 市債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
動 物 園 施 設 整 備 費	千円 69,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	69,900			

議案第 7 号

令和 7 年度秋田市廃棄物発電会計予算

令和 7 年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 249,667 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 発電収入		千円 249,666
	1 発電収入	249,666
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		249,667

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 80,117
	1 総務管理費	80,117
2 繰出金		169,350
	1 一般会計繰出金	169,350
3 公債費		200
	1 公債費	200
歳 出 合 計		249,667

議案第 8 号

令和 7 年度秋田市病院事業債管理会計予算

令和 7 年度秋田市の病院事業債管理会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,722,654千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（市債）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 市債」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 63,667
	1 負担金	63,667
2 諸収入		1,563,887
	1 貸付金元利収入	1,563,887
3 市債		95,100
	1 市債	95,100
歳 入 合 計		1,722,654

歳 出

款	項	金 額
1 市立秋田総合病院貸付金		千円 95,100
	1 市立秋田総合病院貸付金	95,100
2 公債費		1,627,554
	1 公債費	1,627,554
歳 出 合 計		1,722,654

第 2 表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市 立 秋 田 総 合 病 院 貸 付 金	千円 95,100	普通貸借又 は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる場合、利率の 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条 件による。銀行その他の場合は 債権者と協議して定める。た だし財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借換するこ とができる。
計	95,100			

議案第 9 号

令和 7 年度秋田市学校給食費会計予算

令和 7 年度秋田市の学校給食費会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,444,858千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 給食費収入		千円 1, 256, 226
	1 給食費収入	1, 256, 226
2 繰入金		188, 630
	1 一般会計繰入金	188, 630
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		1, 444, 858

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,443,358
	1 総務管理費	1,443,358
2 公債費		500
	1 公債費	500
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,444,858

議案第10号

令和7年度秋田市国民健康保険事業会計予算

令和7年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,601,235千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（市債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 4,388,043
	1 国民健康保険税	4,388,043
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		272
	1 国庫補助金	272
4 県支出金		22,739,222
	1 県補助金	22,739,221
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		1,085
	1 財産運用収入	1,085
6 繰入金		2,430,432
	1 一般会計繰入金	2,430,431
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		42,178
	1 延滞金、加算金及び過料	20,274
	2 雑入	21,904
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳 入 合 計		29,601,235

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 221,875
	1 総務管理費	123,163
	2 徴税費	93,804
	3 運営協議会費	325
	4 収納率向上特別対策事業費	4,583
2 保険給付費		22,034,511
	1 療養諸費	18,934,562
	2 高額療養費	3,036,430
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	40,017
	5 葬祭諸費	23,500
	6 傷病手当金	1
3 国民健康保険事業費納付金		6,987,938
	1 医療給付費分	4,768,556
	2 後期高齢者支援金等分	1,702,988
	3 介護納付金分	516,394
4 保健事業費		283,068
	1 特定健康診査等事業費	184,761
	2 保健事業費	98,307
5 基金積立金		1,085
	1 基金積立金	1,085
6 公債費		3,000
	1 公債費	3,000
7 諸支出金		19,758
	1 償還金及び還付加算金	19,757
	2 一部負担金	1

款	項	金 額
8 予備費		千円 50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		29,601,235

第 2 表 債務負擔行為

事 項	期 間	限 度 額
特定健診システム等運用経費	令和7年度 ） 令和12年度	千円 4,428

第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
財政安定化基金 貸付	千円 1	普通貸借	無利子	貸付を受けた翌々年度以降に 償還する。
計	1			

議案第11号

令和7年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和7年度秋田市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,774千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 8,311
	1 一般会計繰入金	8,311
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		16,462
	1 貸付金元利収入	16,461
	2 雑入	1
歳 入 合 計		24,774

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 10,877
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	10,877
2 公債費		13,431
	1 公債費	500
	2 償還金	12,931
3 諸支出金		466
	1 一般会計繰出金	466
歳 出 合 計		24,774

議案第12号

令和7年度秋田市介護保険事業会計予算

令和7年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,574,535千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定3,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 6,515,143
	1 介護保険料	6,515,143
2 手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		7,612,754
	1 国庫負担金	5,419,932
	2 国庫補助金	2,192,822
4 支払基金交付金		8,258,258
	1 支払基金交付金	8,258,258
5 県支出金		4,506,119
	1 県負担金	4,308,544
	2 県補助金	197,575
6 財産収入		3,640
	1 基金運用収入	3,640
7 繰入金		4,670,598
	1 一般会計繰入金	4,670,597
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		7,948
	1 繰越金	7,948
9 諸収入		74
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	73
歳 入 合 計		31,574,535

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 326,100
	1 総務管理費	326,100
2 保険給付費		29,933,790
	1 介護サービス等諸費	27,431,627
	2 介護予防サービス等諸費	752,204
	3 高額介護サービス等費	842,102
	4 特定入所者介護サービス等費	870,363
	5 その他諸費	37,494
3 地域支援事業費		1,267,030
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	609,404
	2 一般介護予防事業費	38,845
	3 包括的支援事業・任意事業費	614,660
	4 その他諸費	4,121
4 保健福祉事業費		25,023
	1 保健福祉事業費	25,023
5 基金積立金		3,640
	1 基金積立金	3,640
6 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
7 諸支出金		7,952
	1 償還金及び還付加算金	7,952
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		31,574,535

議案第13号

令和7年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算

令和7年度秋田市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,791,245千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 3,699,068
	1 後期高齢者医療保険料	3,699,068
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		1,071,376
	1 一般会計繰入金	1,071,376
4 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
5 諸収入		10,800
	1 延滞金、加算金及び過料	600
	2 償還金及び還付加算金	10,200
歳 入 合 計		4,791,245

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 74,105
	1 総務管理費	31,624
	2 徴収費	42,481
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,701,840
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,701,840
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 諸支出金		10,200
	1 償還金及び還付加算金	10,200
5 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		4,791,245

議案第14号

令和7年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	149,505戸
(2) 年 間 総 配 水 量	32,979,585m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	90,355m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 配 水 管 整 備	
配 水 管 布 設	340m
配 水 管 布 設 替 等	15,055m
配 水 幹 線 整 備	一式
(ロ) 施 設 改 良	
仁 井 田 浄 水 場 等 整 備	一式
豊 岩 浄 水 場 沈 澱 池 傾 斜 板 更 新	一式
松 湊 浄 水 場 高 圧 受 電 盤 更 新	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水 道 事 業 収 益	7,667,253千円
第1項 営 業 収 益	6,964,646千円
第2項 営 業 外 収 益	702,605千円
第3項 特 別 利 益	2千円

支 出	
第 1 款	水 道 事 業 費 用 7,360,238千円
第 1 項	営 業 費 用 6,929,100千円
第 2 項	営 業 外 費 用 428,238千円
第 3 項	特 別 損 失 1,100千円
第 4 項	予 備 費 1,800千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,613,744千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額218,803千円、建設改良積立金526,403千円及び過年度分損益勘定留保資金2,868,538千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入 6,811,823千円
第 1 項	企 業 債 5,996,600千円
第 2 項	出 資 金 157,381千円
第 3 項	補 助 金 169,553千円
第 4 項	固定資産売却代金 1千円
第 5 項	負担金及び寄附金 488,288千円

支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出 10,425,567千円
第 1 項	建 設 改 良 費 8,996,796千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金 1,422,086千円
第 3 項	国庫補助金返還金 6,685千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消 に係る資金融資 あっせん利子補給	令和7年度から12年度まで	877千円

仁井田浄水場等
高圧受電工事負担金

令和7年度から8年度まで

10,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良費

限度額 5,996,600千円

起債の方法 証書借入

利率 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,079,058千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,316千円であ

る。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度未処分利益剰余金のうち72,527千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 利 益 積 立 金	72,527千円
---------------	----------

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、173,000千円と定める。

議案第15号

令和7年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	126,722戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	34,503,036m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	94,528m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 管 渠 建 設	
管 渠 布 設	1,883m
管 渠 改 築 等	5,976m
マンホールポンプ施設整備	17施設
(ロ) ポンプ場建設	
古川雨水排水ポンプ場整備	一式
汚水中継ポンプ場監視制御設備更新	一式
川口汚水中継ポンプ場ゲート設備更新	一式
排水ポンプ施設整備	4施設
(ハ) 処理場建設	
仁別浄化センターNo.2最終沈澱池 汚泥搔寄機減速機更新	一式
(ニ) 特定環境保全公共下水道	
管 渠 布 設	415m
マンホールポンプ施設整備	3施設

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	10,922,012千円
第1項 営業収益	7,462,694千円
第2項 営業外収益	3,459,316千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	10,444,897千円
第1項 営業費用	9,830,096千円
第2項 営業外費用	610,750千円
第3項 特別損失	1,501千円
第4項 予備費	2,550千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額4,424,763千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額425,520千円、減債積立金102,816千円、過年度分損益勘定留保資金1,962,048千円及び当年度分損益勘定留保資金1,934,379千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的收入	12,007,662千円
第1項 企業債	6,618,800千円
第2項 出資金	885,404千円
第3項 補助金	4,412,813千円
第4項 負担金	90,644千円
第5項 固定資産売却代金	1千円
支 出	
第1款 資本的支出	16,432,425千円
第1項 建設改良費	11,428,195千円
第2項 企業債償還金	5,004,230千円

(継 続 費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	川口汚水中継 ポンプ場 ゲート設備 更新事業	131,000千円	令和7年度	5,000千円
				令和8年度	126,000千円

(債 務 負 担 行 為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次の
とおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理 包括業務委託	令和7年度から12年度まで	3,438,336千円
水洗便所改造 資金利子補給	令和7年度から13年度まで	1,080千円
水洗便所改造 資金損失補償	令和7年度から13年度まで	1,750千円

(企 業 債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次の
とおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	6,618,800千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる 場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直 し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他 の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合 により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上 償還又は低利に借換することができる。

(一 時 借 入 金)

第 8 条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 607,897千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,236,795千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち51,595千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 51,595千円

議案第16号

令和7年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	(計)
(1) 排 水 戸 数	1,183戸	226戸	1,409戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	431,765 m ³	48,076 m ³	479,841 m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	1,183 m ³	132 m ³	1,315 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 農業集落排水建設改良			
マンホールポンプ施設整備			1 施設
農業集落排水施設維持管理適正化計画策定業務委託			一式
(ロ) 個別排水処理施設建設			
浄化槽設置			5 基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 農業集落排水事業収益	388,136千円
第1項 営 業 収 益	42,203千円
第2項 営 業 外 収 益	345,932千円
第3項 特 別 利 益	1千円
第2款 個別排水処理事業収益	37,292千円
第1項 営 業 収 益	8,063千円
第2項 営 業 外 収 益	29,227千円
第3項 特 別 利 益	2千円

支 出

第 1 款	農業集落排水事業費用	386,881 千円
第 1 項	営 業 費 用	369,887 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	16,444 千円
第 3 項	特 別 損 失	50 千円
第 4 項	予 備 費	500 千円
第 2 款	個別排水処理事業費用	38,421 千円
第 1 項	営 業 費 用	36,878 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	1,441 千円
第 3 項	特 別 損 失	2 千円
第 4 項	予 備 費	100 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額123,315千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額126千円及び過年度分損益勘定留保資金123,189千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	農業集落排水事業資本的収入	55,535 千円
第 1 項	企 業 債	6,300 千円
第 2 項	出 資 金	36,067 千円
第 3 項	補 助 金	12,000 千円
第 4 項	基 金 繰 入 金	1,168 千円
第 2 款	個別排水処理事業資本的収入	20,389 千円
第 1 項	企 業 債	6,200 千円
第 2 項	出 資 金	12,262 千円
第 3 項	補 助 金	1,442 千円
第 4 項	負 担 金	485 千円

支 出

第 1 款	農業集落排水事業資本的支出	171,078千円
第 1 項	建設改良費	33,400千円
第 2 項	企業債償還金	137,675千円
第 3 項	投 資	3千円
第 2 款	個別排水処理事業資本的支出	28,161千円
第 1 項	建設改良費	18,264千円
第 2 項	企業債償還金	9,897千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理 包括業務委託	令和 7 年度から12年度まで	44,040千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 補 給 (農 業 集 落 排 水)	令和 7 年度から13年度まで	130千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償 (農 業 集 落 排 水)	令和 7 年度から13年度まで	210千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 補 給 (個 別 排 水 処 理)	令和 7 年度から13年度まで	216千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償 (個 別 排 水 処 理)	令和 7 年度から13年度まで	350千円

(企 業 債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	12,500千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる

場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 38,740千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、283,239千円である。